

平成30年6月28日

保険薬局 各位

病院長 和田 佑一

一般名処方の導入について

平素は大変お世話になっております。保険薬局の皆様には当院の処方せんを
応需していただきありがとうございます。

昨今、後発品が市販されている医薬品の処方については、「一般名」での記
載が推奨されています。当院においても後発品が存在する医薬品については、
一般名処方（一般的名称に剤形及び含量を付加した記載）に処方箋交付を、下
記の通り開始させていただくことになりましたので、お知らせいたします。
何かご不明な点がございましたらお問い合わせくださいますよう、よろしくお
願いたします。

記

- 運用開始日

平成30年7月9日（月）より開始

- 今回一般名処方とする医薬品

厚生労働省から発表されている「処方せんに記載する一般名処方の標準的な記
載（一般名処方マスタ）について（平成29年12月8日適用）」記載されている当
院採用医薬品を対象とします。

平成30年7月2日より使用頻度の高い医薬品から順次変更します。

- 調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供

一般名処方により調剤した薬剤の銘柄等の保険薬局からの情報提供は、以前に
報告した内容と変更がなければ報告は不要といたします。しかし、一剤でも変
更がある場合には、以前報告していただいた内容も含めて処方せん単位で報告
をお願いしております。